平成２２年（フ）第１６５号
茨城県つくばみらい市椋木876番地２
債務者　笹原　泰央
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県つくば市若森1246番地
債務者　澤辺　英徳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３号
埼玉県春日部市備後東７丁目21番19号
債務者　小林誠太郎
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
埼玉県越谷市東越谷８丁目48番地　グリーンフィールドＡ―405
債務者　関　　清志
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
埼玉県草加市原町２丁目３番１―25号
債務者　渡邉　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市大字袋山843番地３　ハイツせんげん台Ａ―403
債務者　梅沢有香里
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2343番地９　高橋アパート301号室、住民票上の住所埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2343番地９
債務者　林　　國雄
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字河原木字見立山２番地145
債務者　西田　　亮
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
秋田県横手市南町22番27号
債務者　小野寺梨恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５２号
秋田県横手市前郷一番町12番５号
債務者　松浦　和美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第８４号
岐阜県不破郡垂井町1886番地の１　サンクレール303号
債務者　駒沢ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
岐阜県大垣市熊野町５丁目31番地３
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１２７７号
愛知県愛西市小茂井町池渕25番地２
債務者　田島由里子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２８号
名古屋市天白区平針南３丁目201番地　平針住宅９街区１号棟302号
債務者　新保　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９１号
名古屋市天白区平針南３丁目201番地　平針住宅９街区１号棟302号
債務者　新保　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
釧路市鳥取大通３丁目１番20号
債務者　徳中　公一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
釧路市大楽毛西２丁目29番２号
債務者　小川　武人
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所